

五泉市農業委員会

令和6年 第7回 定例総会議事録

会議開催 令和6年7月31日(水) 午後 2時00分
場 所 五泉市役所 4階 401 会議室

出席委員(19人)

1 番	大湊 弘明	2 番	渡辺 清滋
3 番	今井 聡	4 番	亀山 公子
5 番	大槻 彰吉	6 番	高橋 喜美子
7 番	川村 孝雄	8 番	林 毅
9 番	権平 孝男	10 番	金子 信行
11 番	小泉 和吉	12 番	長谷川 亘
13 番	渡邊 利雄	14 番	羽賀 隆
15 番	阿部 伸由	16 番	樋口 勝俊
17 番	酒井 美奈子	18 番	加藤 健一
19 番	松尾 タカ子		

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について
 - 議案第3号 「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」につ

いて

議案第4号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取消しについて

8. 報告事項

報告第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和6年第7回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

2 会長あいさつ

松尾会長 （あいさつ）

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和6年第7回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中全員で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、4番・亀山公子 委員、5番・大楨彰吉 委員 をお願いします。

また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長をお願いします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、11番・小泉和吉 委員から、報告をお願いします。

調査班長（小泉和吉 委員）

はい議長。議席番号11番、現地調査班 小泉です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として7月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、瀧澤 推進委員、齋藤 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、下条、船越、山崎、木越、論瀬、不動堂、村松地区では、熊野堂、川内 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。

議 長 最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数7件で、売買が3件、交換が2件、贈与が1件、使用貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、畑2筆、合計面積97.88㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

7ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号2番は売買の案件です。譲渡人が県外居住で管理

ができないため、田 2 筆、合計面積 581 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

8 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 3 番は売買の案件です。譲渡人は番号 2 番と同じ方です。県外居住で管理ができないため、田 3 筆、合計面積 1,106 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号 4 番と番号 5 番は交換の案件です。番号 4 番は耕作の便を図るため、畑 1 筆、面積 601 m²を譲受人に提供し、番号 5 番も耕作の便を図るため、畑 1 筆、面積 601 m²を譲受人に提供するものです。

10 ページおよび 11 ページの審査表をご覧ください。それぞれ農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5 ページをご覧ください。番号 6 番は贈与の案件です。譲渡人と譲受人は親子であります。田 3 筆、畑 2 筆、合計面積 4,672 m²を親子間で贈与するものです。

12 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページをご覧ください。番号 7 番は使用貸借の案件です。譲渡人の経営移譲年金の受給資格維持のため、畑 1 筆 680 m²を親子間で貸し借りするものです。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（小泉和吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は下条地内の休耕畑、番号 2 番は川内地内の田、番号 3 番は川内地内の田、番号 4 番は熊野堂地内の畑、番号 5 番は熊野堂地内の畑、番号 6 番は木越及び熊野堂地内の田および畑、番号 7 番は論瀬地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 2 号 (①あっせん審査委員会案件)

議 長 続きまして、「議第 2 号・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

17 ページをご覧ください。今月は 2 件の申し出がありました。番号 1 番と番号 2 番の内容については、令和 6 年 7 月 16 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番と番号 2 番は売買の案件です。

番号 1 番は、合計面積 2,283 m²、番号 2 番は、合計面積 4,757 m²。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号(②通常案件)

議 長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は18件、その内、賃貸借の新規は4件、再設定は14件の申し出がございました。

19ページからをご覧ください。番号1番から番号4番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積2,396㎡、番号2番は、22ページをご覧ください。合計面積19,918㎡。番号3番は、面積508㎡、番号3番は規定面積を満たしておりませんが、番号4番と同じ譲受人が同一地域内の農地を一括して借りるもので、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号5番から33ページの番号18番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数並びに無償で貸し借りするものです。これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員

3番、今井です。19ページの譲渡人が推定相続人代表の方、これはずっと推定相続人のままなんでしょうか。まもなく相続するんでしょうか。

議 長 事務局。

藤田主査 はい、お答えします。この度の賃貸借については、推定相続人のお父様に当たる方が亡くなりまして、その関係で委託の話が出てきたと聞いております。

登記の手続きは今現在やっておるのですが、まだ完了しないということで推定相続人代表という形になっております。

議 長 はい、よろしいでしょうか。

今井聡 委員

では間もなく相続登記が終わるということですね。

藤田主査 はい。

今井聡 委員

わかりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号

議 長 続きまして、「議第3号・「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

松尾局長 はい、議長。

議 長 松尾局長。

松尾局長 はい、議長。それでは、私の方から「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」ご説明いたします。

総会資料の35ページをご覧ください。意見書につきましては、19人から43件の意見が提出されましたが、7月10日の取りまとめ会議で21件に集約しました。

その後、16日の役員会にて、重複部分等を調整するなど精査し、国・県に対する意見を4件、市に対する意見を6件、計10件にまとめました。

38ページの意見書の冒頭部分につきましては、読み上げを省略させていただきます。

次に、39ページをご覧ください。1、国・県に対する意見のうち、国に対する意見については、(1)国の政策の見直し等について、①先般公布された、国内の食料危機に備える食料供給困難事態対策法では、異常気象や紛争等で米や小麦、大豆が大幅に不足した場合、国は農家などに対し増産するよう生産計画の提出を要請できるものと

し、従わない場合は 20 万円の罰金を科すとした。制度の運用に当たっては、生産者等に過度な負担を強いることがないように配慮し、事前の合意形成を図ることを要望する。

②ウクライナを始めとする海外支援の必要性は認識しているが、国内の農家の経営状況も危機的状況にある。農業だけではないが、もっと国内の問題に目を向けて支援を行ってほしい。農業は日本のみならず、人間の生命に関わる食の事業であるため、農業所得に対して公的保証制度を設けるなど手厚い支援をお願いしたい。

③ 地域計画策定後、農地の権利設定は、農業経営基盤強化促進法による集積計画は廃止され、農地バンク法による促進計画又は、農地法による 3 条許可となる。農地バンク法での契約は手数料が発生し、農家にとって大きな負担となるため、これら経費の支援を行うなど対策をお願いしたい。

(2) 有害鳥獣対策について、近年、有害鳥獣による農作物被害が増加している。現在、有害鳥獣駆除に対する許可は、狩猟免許保有者に対するものがほとんどであるが、個人でも有害鳥獣捕獲がしやすいように制度の改正をお願いしたい。

次に、40 ページをご覧ください。県に対する意見については、(1) 河川の維持管理について、雑木の伐採、除草、堆積土の除去など継続的な維持管理をしてほしい。特に大雨で河川が氾濫した際に農作物への被害が危惧される。一部の地域では重機や人力で草刈りが行われているが、上流では一切行われていない。こうした状況が、害獣等の通り道となり農作業に危険を感じることや、鳥（鴨）のすみかとなり直播田に被害が出ている。

(2) 早出川ダムの管理について、早出川ダムは竣工以来 40 年以上を経過している。計画上の堆砂量 340 万立方メートルに対する実際の堆砂量が、平成 30 年度に 115 万立方メートル (34%) だったものが、わずか 3 年後の令和 3 年度には 176 万立方メートル (51%) と大幅に増加していると公表されており、非常に不安を感じている。早急な対応をお願いしたい。併せて、夏季の渇水を防ぐため、安定的な貯水量の確保を検討・実施されたい。国県に対する意見は、以上 4 点となります。

次に、41 ページをご覧ください。2、五泉市農業施策に関する意見については、

(1) 遊休農地の発生防止について、農業者の高齢化、後継者不足などの理由から、農地を適切に保全管理していくことが難しくなっている。農地の利用、管理方法について見直しが必要だと感じている。そのため、以下のような取り組みを検討してほしい。

①遊休農地発生防止を目的に、市や再生協議会等で歩行用の草刈り機を購入し、貸し出しを行ってほしい。

②ボランティア等を募って、作物を作りフードバンクへ寄付したり、花を植えたりするなど遊休農地の活用を検討してほしい。

(2) 農業支援の新設・拡充について、気候変動や農業用資材等の価格高騰など、農家の経営は非常に厳しい状況が続いている。農業機械の購入や施設の修繕など経営支援に繋がる制度の新設や拡充をお願いしたい。

(3) 有害鳥獣対策について、有害鳥獣による農地、農作物等の被害が発生しているため、被害対策事業の拡充等をお願いしたい。具体的には、駆除を行う猟友会に対する日当の増額や電気柵等導入支援の拡充、イノシシにより破壊された畔の復旧費用

に対する補助事業の新設をお願いしたい。

（４）新規就農者の育成について、小学校向けの食育ビデオ、五泉高校向けの農業分野のビデオ教材の撮影に市内農家が協力しているが、視聴するだけのビデオ制作では勿体ないと思う。就農者の増加・担い手不足の解消・遊休農地の縮小に繋げるため、例えば興味を持ってくれた人との交流の場や畑作体験など、見てもらった後の次のステップを検討してほしい。

（５）五泉産農産物のアピールについて、もっと五泉の野菜や米、特産品をアピールできないかと考える。例えば、ラポルテ五泉で朝市のようなイベント等を開催し、五泉産農産物等を販売する機会を増やしてほしい。

（６）国・県への意見要望について、昨年の農業委員会からの意見に対して回答をいただきたい。現状では、国・県への要望に対する反応が分からない。市に対しても同様のため、対応を願う。以上６点になります。

この内容で、意見書という形で市長へ提出をしたいと考えております。８月９日の金曜日、役員会を終えてから会長以下役員で市長へ提出する予定としております。

説明は以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

小泉和吉 委員 はい。

議 長 小泉委員。

小泉和吉 委員

11番、小泉です。県に対する河川の維持管理についてですけど、「一部の地域で」「上流では」とありますが、川の名前を具体的に言うとかしないと漠然としていて分からないんです。私はその方が良いと思いますが。

議 長 事務局。

松尾局長 はい、意見のなかで具体的な河川名、箇所情報をいただいておりますので、それを含める形で内容を修正しまして提出したいと思います。

議 長 よろしいですか。

小泉委員 よろしく願いいたします。

議 長 他にございませんか。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員

3 番、今井です。では、(2) の堆砂量の話ですが、この数字を見ると不安に感じるのも分かりますよね。34%だったものが3年後には51%と大幅に増加していると。これは県が調べて公表しているものなのでしょうか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、お答えします。これは2種類のデータがありまして、平成30年度のデータは早出川ダムのホームページで公開されております。令和3年度のものは、県だったと記憶しておりますが、いずれにせよ文書の形でインターネット上でも公開されているものとなっております。

今井聡 委員

実際、自然環境のことを考えればダムに土砂は溜まりますよね。土砂吐きなど泥は出しているんでしょうかね。ずっと溜まったものが蓄積ではないですよ。

加藤代理 出してはいるんだけど、残ったやつが堆積していると聞いている、やはり沈殿して。前から要望はしていたけども、あそこは重機が入らないので砂利取り船みたいにしても、それを運搬するのに手間がかかるということで今まで延びてきたという経過もあるんですよ。

今井聡 委員

分かりました。

松尾局長 はい、議長。

議 長 松尾局長。

松尾局長 早出川ダムの関係ですけど、ダムの設計の段階である程度の土砂が溜まることは想定されています。利水をする部分の容量と洪水を防止する治水の容量が当初から設計されていて、堆積があると利水の部分が影響してくるんじゃないか、ということでの心配があるという事でのご意見と考えております。

設計上ある程度の堆積は想定されていて利水については問題ないんだよ、とおそらく県の方は話をしてくるのではないかなと気はするんですが、その辺の情報提供というか情報発信の部分をもっとしてもらいたいというニュアンスだと考えておりますので、その辺りを要望していきたいなと考えております。

議 長 他にありませんか。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員

2 番、渡辺です。41 ページの（５）農作物のアピールについて、大変良いことだと思っていますが質問します。「朝市のようなイベントを開催し」とありますが、この朝市に参加できるのは、例えばレンコン、里芋とか組合に入っていなければダメなのか。組合に入っていない方でも一生懸命作っておられる、この辺りのイメージ、本当に自由にオープンなのかある程度限定しているのか、その辺りを聞かせてください。

議 長 事務局。

松尾局長 はい。イベント参加者の条件と言いますか、どういった方を対象にするかという辺りについては、私どもも今の段階では想定しておりませんで、イベントを実施するとなったときに主催者ですとかで工夫していただければと考えております。

渡辺清滋 委員

今後の検討ということで。

議 長 いま野菜を販売している人は契約している人と聞いておりますので、組合とか関係なく。今後イベントがどうなるかは今後の検討だと思います。

渡辺清滋 委員

分かりました。

議 長 他にありませんか。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第３号・「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第３号・「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号

議長 続きまして、本日追加議案として上程されました、「議第4号・「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

本日机上配布いたしました、追加議案書および参考資料をご覧ください。

まず追加議案書をご覧ください。今回取り消す案件は9件であります。

42-4 ページをご覧ください。こちらは令和5年第11月総会の議案書における、「議第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」の番号59番。

42-6 ページをご覧ください。こちらは、令和5年12月総会の「議第2号」の番号58番。

42-8 ページをご覧ください。こちらは、同じく令和5年12月総会の番号38番。

42-10 ページをご覧ください。こちらは、同じく令和5年12月総会の番号37番。

42-12 ページをご覧ください。こちらは、令和6年1月総会の「議第3号」の番号101番。

42-14 ページをご覧ください。こちらは、令和6年2月総会の「議第3号」の番号68番。

42-16 ページをご覧ください。こちらは、同じく令和6年2月総会の番号61番。

42-18 ページをご覧ください。こちらは、同じく令和6年2月総会の番号62番。

42-20 ページをご覧ください。こちらは、令和6年4月総会の「議第6号」の番号17番であります。番号については、参考資料に記載してあります。

今回取り消す案件は、それ以前にすでに同じ内容で議決を受けていたもの、または同じ月に基盤法と中間管理事業の両方で議決を受けてしまったもので、結果として契約

が重複している状態であることが判明しました。この重複を解消するため、取り消しをするものです。

原因としましては、申請、あるいは相談があった際に、契約の重複がないよう確認をするのですが、そこから漏れてしまったというものであります。

今後の対策としましては、事前の確認とともに、総会への上程前に最終的な確認を行うなど、これまで以上に慎重に確認を行いたいと考えております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員 はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員

9 番、権平です。これは事務局のミスですか。取消申請書には「誤って申請」とありますが。それと 12 月、1 月の件がなぜ今頃出すのか、もっと早く分かったわけでしょう。そこを聞きたい。

議 長 事務局。

阿部係長 はい。細かい事情をお話ししますと、相談あるいは申請の段階、申請者の方と相談していますので、その中でお互いに分からなかったという事がありますけれども、最終的に議案として提出するのは事務局でありますので端的に申し上げれば事務局の責任と考えております。

また、なぜ今なのかということですが、もっと早い段階で分かってはありました。分かっておりましたので他にもないかという確認と、これをどのように解消していくのかという検討、そして各農家の皆さんそれぞれの説明と議案に提出しております書類への押印のお願いなどで時間がかかって今回の提出になったものであります。

議 長 よろしいですか。

権平孝男 委員

再発といいますか、基盤法も中間管理事業も相当出てくる訳ですので、二度とと言うとあれですけど、間違いのないように。信用問題になりますので気を付けていただきたいと思います。

議 長 十二分に吟味して諮っていただければと思いますので、今後とも慎重に事務をお願いいたします。

他にありませんか。

小泉和吉 委員 はい。

議 長 小泉委員。

小泉和吉 委員

11 番、小泉です。取り消しというのは誤って申請してきたものを申請の取り消しをするものであり、本人は何も悪い訳ではないでしょう。本人が悪いような申請の文書を出してきているから。これは間違いではないんですか。誤って申請はしていないんでしょう。本人が分からないだけで。

議 長 事務局。

阿部係長 はい。相談があつて、申し出があつて受け付けしたものでありますので、取り消しの申請書の書く内容としましては「誤って申請をしてしまったため」ということで特に間違いではございません。

ただし、私ども事務局は防波堤でありますから、それ間違っていますよとかそういったアドバイスをできなかった、見落としてしまったという部分では私どものミスであると先ほどもお答えしておりますが、そのように考えております。従いまして書式自体が、別にこの内容だから申請書の二人に全面的に責任があつてこの二人がダメなんですよ、という意味でそういった文面になっている訳ではないということでご容赦いただきたいと考えております。

小泉和吉 委員

そういうことになっているだろ、実際。こういう文章書いてもらうと。

阿部係長 いま、お話しした通りであります。

小泉和吉 委員

申請人が間違つたために取り消します、申請した人間が悪いようなことが書いてあると思う。

阿部係長 申し訳ありません。事務局からこういう契約をしてください、これ議事止めてもらっても良いですか、いえ良いです。

申請行為でありますので、申請する際に書き間違つたとか筆の取り違いというのは当然あると思うんです。今回に限らずですが。その際に、私たちもチェックしますけどそこから漏れてしまったということは可能性としてはある訳ですね。その場合、書式の書き方としては、「誤って申請してしまった」というふうな書き方にならざるを得ないと考えております。私どもがそそのかして間違つた申請書を書かせた訳ではない、ただ、チェックにミスがあつたということで。どうかそこはご容赦いただきたい。

おめさんとおめさんの契約はウチが企画してこういう契約だからこれでハンコ押せば良いよ、と押し付けるかのように申請書をお願いした訳でなくて、申請人の方と私たち事務局のなかで話し合いのなかで、受け付けしたものでありますので、申し訳ありませんが、この字面だけで誰かが、申請人が悪いとかという理解をされるのは申請人もあれですし、私どもも心苦しいところがありますのでご容赦いただきたいと考えております。

議 長 他にありませんか。

権平孝男 委員

はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員

今回の議題4号は当日配布でしょ。なら、今日配布の総会日程になんで載っていないのか、前もって送ったのなら分かるけど今日配布したのなら何で載ってないの。なんかあるのですか。

松尾局長 はい。

議 長 松尾局長。

松尾局長 本日お配りしました総会日程のなかで、7議件が議第3号で終わっており、本件である第4号の記載が漏れておりました。こちらの誤りでありました。大変申し訳ありません。

権平孝男 委員

大事なことでしょ、本来なら下手するとクビになるよ。軽微な間違いであつても議題を載せないと、単純なミスじゃないか。それは局長がしっかりしてもらわないと。それで、今日の総会日程に載せるべきでしょ。忘れましてはだめでしょ。

松尾局長 はい、議長。

議 長 松尾局長。

松尾局長 大変申し訳ありません。取り消しの案件でございますが、当方で把握している農地台帳のデータの点検を終えたところでございます。今時点では正しい内容で把握しているということで考えております。今後の申請等につきましては、尚々確認をしての議題の提出という形で進めていきたいと考えております。今後こういうことがないように対応していきたいと考えております。

それから、日程のところでは追加案件が漏れていた件につきましては全くの私共のミスでございます。これにつきましても、今後こういうことがないように対応してまいりたいと考えております。大変申し訳ありませんでした。

議 長 他にありませんか。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 大槻委員。

大槻彰吉 委員

5 番、大槻です。ちょっと確認なんですけども、この取り消しを我々が採決した段階でもう一回何かこの案件に関して総会に提出することはあるんでしょうか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、お答えいたします。今回の取り消しが議決されたあとは、特にありません。と言いますのは重複したもう一方の契約、こちらが有効な見なされておりますので余計な分だけを取り消しするというものであります。

大槻彰吉 委員

それだけ当事者に説明するということですか。

阿部係長 はい。そのように当事者の方にはお詫びと説明をしたうえで今回の取り扱いとなっております。

大槻彰吉 委員

本人は自覚のないこと訳で、まあ、蒸し返すつもりはないけども。

議 長 仰るとおり、申請書のちょっとした言葉の使い方がまずかったかなと思ったりもしています。本人様には何のあれもないのにと。

大槻彰吉 委員

だから一旦提出を取り消して、改めて審議するのかと。

小泉和吉 委員

ちょっと良いですか。

議 長 はい、小泉委員。

小泉和吉 委員

その農地台帳というのは手書きで、パソコンには入力されていないんですか。

阿部係長 はい、ご説明いたします。全てシステム上で管理をしております。

小泉和吉 委員

本人も、そうすれば何々と位置付けられているはずでしょう。

阿部係長 そうですね、システム上の話になりますと、元の正しい契約のデータと今回取り消

した分の契約の両方が登録されているような二重登録のような状況になっておりました。

小泉和吉 委員

何で両方登録されているんですか。それを見逃しているんですか。

阿部係長 議決のデータの更新の関係で、ある議決が終わったあとにその更新をするんですけども、それがうまくいかないことがありました。その時に入っていたデータの他にも一つ新しいデータを積み上げるような形で入力処理を行ったために、二重登録のような状況になってしまった。システム上の話で恐縮ですけども。

それが分かったので、今回の議案とともにデータ上の重複したものも消去するという処理をする予定であります。

小泉和吉 委員

それが発覚したのはいつなんですか。

松尾局長 はい。

議 長 松尾局長。

松尾局長 はい。4月総会でも1件取り消しということで議決をいただいております。その後、過去の議決の内容とシステムのデータと付け合わせをしまして、今回の重複が分かったというところでこの度取り消しを提案をさせていただいたところでございます。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 はい、大槻委員。

大槻彰吉 委員

これね、今後増えるんだろうか。中間管理機構の案件は。今のような対策では、事務局も大変だろうし我々も議題でしか判断しませんが、非常に危機管理的に。量が量ですので旧態依然としたやり方ではちょっと膨大に渡る話ではないか。

松尾局長 はい。

議 長 松尾局長。

松尾局長 はい。ご忠告ありがとうございます。今回、システムのデータと申請の内容が合っていなかったという部分でのございますけども、システムの改修等に対応できるのであればそれをしていく必要があると思いますし、システムに入力するのは事

務局で対応ですので、そのところでエラーが起きないように対応、対策というのはすぐにとっていかなければならないと考えております。以後十分に気を付けていきたいと思っております。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 大槻委員。

大槻彰吉 委員

いまの続きですけれども、ヒューマンエラーはヒューマンエラーで人間ですから致し方ない部分も多少あるんです。ただしシステムの問題とおっしゃたから、当然ながら今後相当な量に対するシステム強化といいますか、それを図らない限りは事務局のヒューマン的なものもからみますけれども、やはり単純にエラーが出るようであれば危機管理が足りない。今の量の3倍も4倍も増えてくる話だから。

その対策を今もって考えていただかないと。我々もこんなようなミスが毎月出てくるようではうまくないし。ヒューマンエラーは早急に対策をしてもらわないといけないことだけど、システムの問題は相手があることでしょうけど。その辺は重々対応したことを考えていただかないと、という意見です。

議 長 今後もより一層引き締めてやっていただきたいと思います。
他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第4号・「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、「議第4号・「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて」は、原案のとおり決定されました。

8 報告事項

議 長 続きまして、日程8、報告事項であります。

「報告第1号・農用地利用集積等促進計画（移転）について」事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

その前に、中間管理事業の議決方法について、令和5年の法改正のあと、若干不明瞭な部分がありました。今回、改めて整理しましたのでご説明いたします。本日机上配布のA4資料をご覧ください。

まず、「前提条件」です。公社への貸付は議決案件であり、委員が関係する場合は退席をお願いしていますが、耕作者への転貸については、報告案件ですので、委員が関係していても退席は求めておりませんでした。

次に「制度変更について」をご覧ください。中間管理事業は、令和5年4月の法改正までは、例えば、4月30日に公社への貸付を議決したあと、翌月5月の総会で転貸の報告をしておりました。

令和5年4月の法改正により、中間管理事業は新制度までの経過措置として「一括方式」となり、公社への貸付と転貸を同じ月に審議することとなりました。その際、貸付と転貸を一括して説明するようにしたために、議決案件と報告案件の区別があいまいになってしまい、委員の退席などで混乱が生じてしまいました。

そこで、今後についてですが、下段の「今後の取り扱い」のとおり、議決案件である公社への貸付と、報告案件である耕作者への転貸を明確に区分してお諮りすることいたしますので、よろしくお願いいたします。

それを踏まえ、議案に戻ります。45ページをご覧ください。

今回は、耕作者の変更が8件となります。資料でいいますと「今後の取り扱い」の(2)に該当します。

議案書のなかで、他の議案と異なるのは、譲渡人の欄に記載されているのは、所有者ではなく現在の耕作者です。もちろん自作の場合は、所有者の名前ですが、貸し借りの場合は借りている方の名前となっています。そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者であります。番号1番から番号8番まで、それぞれを新しい耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も今の契約の額を引き継ぐことになります。

以上、ご報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和6年第7回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 8 分 閉会)